

新型コロナウイルス感染症の罹患等に係る就業上の措置早見表(R4.8.2現在)

職員の状況		就業上の措置	措置期間
罹患者	新型コロナウイルス感染症と診断された職員（無症状の場合を含む）	就業禁止	診断された日から医療機関により治癒したと診断される日又は保健所により指示された療養期間を満了する日のいずれか遅い日まで
濃厚接触者等 別添2「濃厚接触者の待機期間等フローチャート」を参照	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行政が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者とされた職員	在宅勤務	新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から5日間  同一世帯内で感染者が発生し、濃厚接触者となった場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間  ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費検査、体外診断用医薬品を用いたもの）で陰性を確認した場合は、3日目から勤務措置の終了可能（以下、②及び③の場合も同様）  なお、保健所からの指示内容等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある
	②厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された職員のうち、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状があり、同アプリに表示される「受診・相談センター」へ相談した結果、同センターが指定する医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された者	在宅勤務	医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日までとする。
	③本学の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の職員（上記①及び②の者を除く。） ※別添1「濃厚接触者の定義について」を参考に各部局等において判断する。	在宅勤務	新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から5日間  ただし、当該者の健康状況等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある
	④上記①～③に準ずる者として部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者	在宅勤務	部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める期間
発熱等症状者	発熱等の症状がある職員（北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する者を除く）  次のいずれかに該当する者が、「帰国者・接触者相談センター」へ相談し、同センターが指定する医療機関への受診を勧められた者又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を勧められた場合  ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ②重症化しやすい者（※1）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ③上記①及び②以外のもので発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む。）	就業禁止 （※職員からの申し出に基づく）	帰国者・接触者相談センターが指定する医療機関への受診を勧められた日又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を勧められた日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日まで
	発熱等の症状がある職員（北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する職員）  出勤前に体温計測し、37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合	就業禁止 （※職員からの申し出に基づく）	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで

※1 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺炎など）など）がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者

## 濃厚接触者の定義について

【本学を含む事業所において、濃厚接触者としてリストアップされる状況】

(前提)

- ① 陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）
- ② 必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）



①かつ②の状況で、15分以上の「接触があった状態の者」※。

※ 「接触があった状態の者」とは、会話、飲食、喫煙、換気の悪い室内で空間を共有、休憩室で寝具を共有、車に同乗、のうち1つでも該当する者をいう。

（出典：札幌市保健所「接触者のリストアップと対応方法」より抜粋）

(参考) 濃厚接触者とは

感染可能期間（陽性者が発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に陽性者と接触した者のうち、次に該当する者

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等から感染の可能性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

濃厚接触者の待機期間等フローチャート（※北大病院除く）

